

多治見市職員ソーシャルメディア利用ガイドライン

情報技術の進歩により、ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段であるが、伝搬範囲が不特定多数であることや即時的に伝搬するため、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したりすることなどで、想定しない影響を及ぼす場合がある。こうしたリスクを事前に回避することを目的にガイドラインを作成する。

1 ソーシャルメディアの定義

フェイスブック、ツイッター、ブログ等インターネット上で展開される情報メディア

2 ガイドラインの適用範囲

一般職の職員及び嘱託員、臨時職員等

3 ソーシャルメディアの利用（個人的利用含む）にあたっての基本原則

- (1) 個人の立場でもソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合は、職員であることの自覚と責任を持つこと
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び多治見市職員倫理規程や多治見市情報資産取扱倫理規程等、職員の服務や情報の取り扱いに関する規程等を遵守すること
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること
- (5) 発信した情報により、意図せず他者を傷付けたり誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。また、発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し無用な議論となることは避けること
- (6) 次に掲げる情報は発信しないこと
 - ①不敬な言い方を含む情報
 - ②人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
 - ③違法行為または違法行為を煽る情報
 - ④単なる噂や噂を助長させる情報
 - ⑤わいせつな内容を含むホームページへのリンク
 - ⑥その他公序良俗に反する一切の情報

4 ソーシャルメディアを利用して多治見市行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 多治見市と利害関係にある者または団体の秘密に関する情報を発信してはならない
- (2) 多治見市及び他者の権利を侵害する情報を発信してはならない
- (3) 多治見市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはならない

- (4) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意すること
- (5) 自らは直接職務上関わらない事項であっても、多治見市行政に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では行政組織や職員として一定の関係者等として認識され、その記述が不正確な場合には誤解される場合があるので十分に注意すること
- (6) 信用失墜行為や守秘義務違反等に当たる行為があった場合は、懲戒処分の対象となる場合がある

5 多治見市行政に関する情報発信・返信の権限

- (1) 情報発信・返信を行う場合は、原則として所属長の下承を得ること
- (2) ただし、やむを得ず所属長の下承を得ることができない場合においても、以下の内容のうち、あらかじめ所属長の承認を得た範囲については、担当者において、情報発信・返信を行うことができることとする
 - ①既にホームページ等に掲載するなど、公表済みの内容
 - ②イベントの状況や結果など、既成の事実
 - ③法令等で定められている手続などの内容
- (3) (2) に基づき情報発信・返信を行う場合は、誤った情報を発信しないために、可能な限り、複数の職員で内容の確認を行うこと
- (4) (2) に基づき情報発信・返信を行った場合は、できるだけ速やかに所属長に報告し、所属長は内容を確認すること